

車券の購入にのめり込む不安のある方のご相談

車券の購入は20歳になってから。競輪・オートレースは適度に楽しみましょう。

未成年者は、自転車競技法及び小型自動車競走法により車券(勝車投票券)を購入したり、譲り受けてはならないことになっています。

※自転車競技法抜粋

第9条 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

※小型自動車競走法抜粋

第13条 未成年者は、勝者投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

いわゆる「ギャンブル依存症」のご相談については、以下までお問い合わせください。

◎車券の購入は20歳になってから。

未成年者は、自転車競技法第9条により、
車券を購入し、又は譲り受けることはできません。

◎競輪・オートレースは適度に楽しみましょう。

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は以下までお問い合わせください。

《 公益財団法人 JKA お客様相談コーナー 》

☎ 03-4226-3522 (電話受付時間 平日 10:00-17:00)

✉ webmaster@keirin-autorace.or.jp

以下で、専門スタッフ(臨床心理士)によるカウンセリングを行っております。

《 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター 》

☎ 0120-321-153 (電話受付時間 平日 9:00-20:00)

✉ <https://tms-soudan.com/gamble/>